

03 空き家で困らないために

空き家の発生を予防するには

空き家の発生原因の半数が相続によるものです。住まいの将来について、**空き家になる前にご家族と話し合うことが大切です。**



01 登記の確認

登記上、現在の所有者が誰になっているのか確認しましょう。また、令和6年4月1日より、相続開始から3年以内の相続登記申請が原則義務化されました。



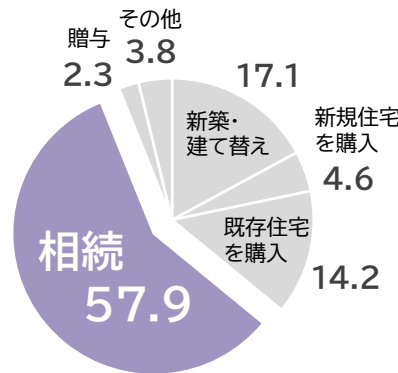
02 家財の整理・処分

生前整理を始める時期に決まりはありません。「元気な間に少しずつ」ご家族とも話し合いながら進めることで、相続時の労力や費用を抑えることができます。



03 遺言書の作成

遺言書を作成しておく、相続時のトラブル防止や手続きの負担軽減につながります。なお、遺言書の作成には一定の要件を満たす必要があるため、詳しくは専門家にご相談ください。



空き家の取得経緯等

出典:国土交通省住宅局「令和6年空き家実態調査 報告書」

住まいのエンディングノート

住まいに関する情報や将来住まいをどうしてほしいかなどを書いて残しておくノートです。住まいの将来を考える際や相続時に参考となる制度や手続、相談先を掲載しています。



相談窓口

各区役所の相談窓口

近隣の空き家に関するお困りごとについては、空き家が所在する区の区役所へご相談ください。



空き家相談ホットライン

大阪市内の「売れない」「貸せない」など流通性や活用性が低い空き家を含む様々な空き家の相談



全日本不動産協会大阪府本部

不動産の取引・活用に関する相談



大阪府宅地建物取引業協会

不動産の取引・活用に関する相談



大阪司法書士会

相続・権利関係・相続義務化への対応等に関する相談



大阪弁護士会

相続や法律全般に関する相談



大阪府行政書士会

行政手続きに関する相談



近畿税理士会

税務一般に関する相談



大阪土地家屋調査士会

土地境界・未登記の建物に関する相談



大阪の住まい活性化フォーラム

空き家を含めた既存住宅の売買やリフォーム等、住まいに関する様々な相談

